

被相続人居住用家屋確認申請

必要書類 一覧

チェック	書 類	どこで入手？
	お亡くなりになった方の住民票(除票住民票)	市役所 市民課
	申請者様の住民票 (その家屋に住んでいなかったことを確認するため、解体後の発行日のもの)	
	土地売買契約書のコピー (印紙が貼付されているもののコピーをお願いします)	ご自分のもの
	土地全部事項証明書 (買手への所有権移転日が記載されているもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢地方法務局 (新神田合同庁舎内) ・オンラインのものでも可 (仲介不動産業者に依頼)
	建物閉鎖事項証明書 (新築日と解体日の記載されているもの)	
	ガスか、水道の使用休止届出書等 あるいは電気の最終月の領収書(停止日記載) (死後～家屋解体日の間に、何らかのライフライン停止が確認できるもの)	水道は 金沢市企業局 お客さまサービス課 (076-220-2771)
	建物解体後の更地の写真 (日付を入れて下さい、手書きでも大丈夫)	
	申請者様が直接来所(郵送)される場合 →身分証明書の写し 代理の方が来所(郵送)される場合 →委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書 (運転免許証等) ・委任状 (建築指導課 空き家活用室)

担当： 金沢市 建築指導課 空き家活用室(金沢市第一本庁舎3階)

920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL : 076-220-2136